

高年齢者無期雇用転換コース

高年齢者無期雇用転換コースとは…

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を、無期雇用転換制度に基づき無期雇用労働者に転換させた事業主に対して一定額を助成します。

◆支給額

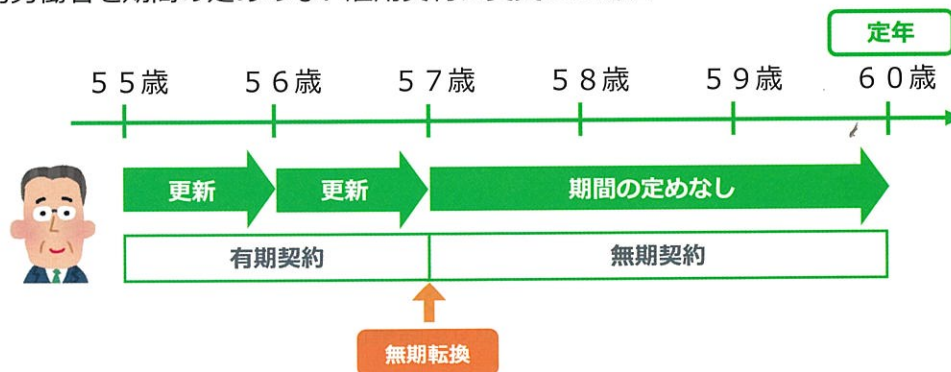
- 対象労働者1人につき**30万円**

(中小企業事業主以外は**23万円**)

※1支給申請年度(4月から翌3月)1適用事業所あたり10人まで(無期雇用へ転換した日を基準とします)。

◆制度の実施例

就業規則に規定した転換制度に基づき、1年ごとに雇用契約を更新してきた57歳の有期契約労働者を期間の定めのない雇用契約に変更した場合



対象となる労働者

- 支給対象事業主に雇用される期間が転換日において通算して6か月以上5年以内で、50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者であり、無期雇用転換後に65歳(同種の業務に従事する期間の定めのない労働契約を締結する労働者に適用される定年年齢が65歳を超える場合においては当該年齢)以上まで雇用される見込みがあること
- 転換日において64歳以上でないこと
- 派遣労働者でないこと
- 労働契約法第18条に基づき、労働者からの申し込みにより無期雇用労働者に転換した者でないこと
- 転換日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所において無期雇用労働者として雇用されたことがないこと
- 転換日から支給申請日の前日において、当該事業主の雇用保険被保険者であること

◆主な支給要件

主な支給要件は以下のとおりです。この他にも必要な要件がありますので、詳細は支給申請の手引きをご確認ください。

▼ 計画申請に関して（計画期間は2年から3年の間とする必要があります。）

- ① 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を就業規則等に規定していること。
- ② 高年齢者の雇用管理措置（P4の④参照）を実施していること。
- ③ 転換した無期雇用労働者を65歳以上まで雇用する見込みがあること。 等

▼ 支給申請に関して

- ① 無期雇用転換制度に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換していること。
- ② 無期雇用に転換した労働者を転換後6か月以上の期間継続して雇用し、転換後6か月分の賃金を転換日以後12か月後の賃金支払日までに支給していること。
- ③ 当該転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、雇用保険被保険者を事業主都合で離職させていないこと 等

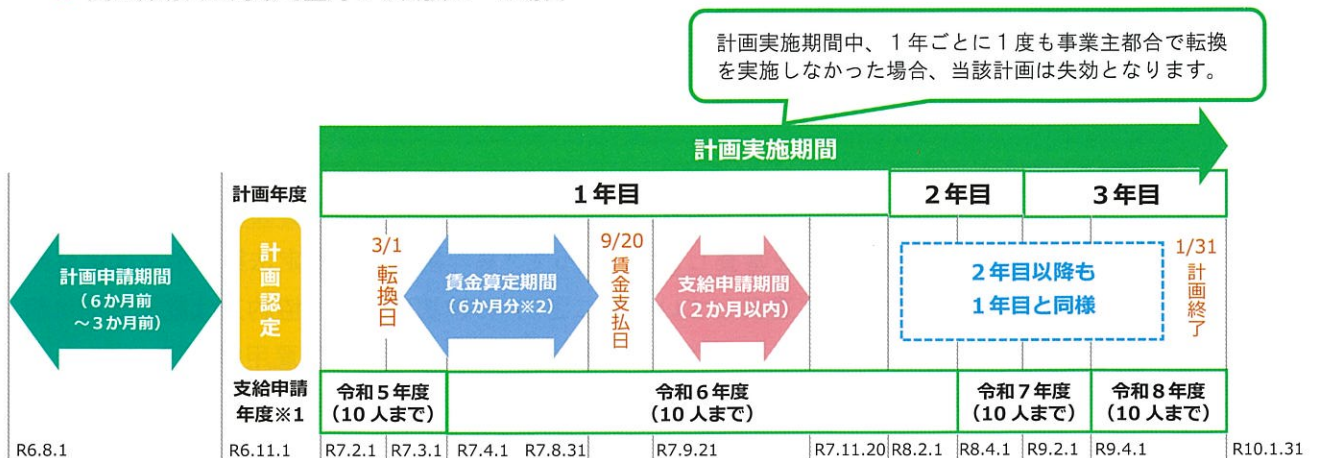
◆申請の手続き

本コースの支給を受けるためには、まず計画申請が必要です。

無期雇用転換計画書に必要書類を添えて、計画の開始日の6か月前の日から3か月前の日までに、都道府県支部に提出してください。

【申請期間の例】

- 無期雇用転換計画期間が令和7年2月1日から令和10年1月31日（3年間）
- 転換実施時期が年1回で、1回の転換が10人まで
- 賃金締切日が月末で翌月20日払いの場合



※1 支給申請年度（4～翌3月）毎の上限人数は転換日を基準として計算する。 ※2 勤務した日数が11日未満の月は除く。